

第7章 移動等円滑化の促進に向けて

(特定事業計画の作成)

今後は、今回策定した『吉原駅・吉原本町駅周辺地区 バリアフリー基本構想』に基づき、吉原駅（JR吉原駅・岳南鉄道吉原駅）及び重点整備地区内のバリアフリー化を図っていく必要があります。

具体的には、旅客施設や生活関連経路を構成する道路、また信号機等の交通安全施設について、各事業者または施設管理者等が移動等円滑化基準に沿った形で、『特定事業計画』を作成し、必要な財源等を確保した上で、バリアフリー化のための施設工事等を実施することになります。

なお、基本方針にも掲げたように、『特定事業計画』作成時においても、基本構想作成時と同様、高齢者や障害者等をはじめとする市民の意見や、その他関係する機関・事業者等の意見を積極的に取り込みながら、施設設計等に反映させていくことが重要です。

(バリアフリー化事業の実施)

バリアフリー新法では、特定旅客施設や重点整備地区等におけるバリアフリー化を、平成22年までに実現するよう目標設定されています。

そのためには、平成20年度中には特定事業計画の作成と必要財源を確保し、平成21年度から平成22年度にかけて、バリアフリー化のための各種施設工事を実施・完了しておくことが必要となります。

ただし、必要財源の確保や実際の施設工事等に要する時間は、現時点では不明確であることも考慮し、特定事業として位置づけたもののうち、公共交通特定事業については原則平成22年までに、道路特定事業及び交通安全特定事業については、平成22年前後を目標として、それぞれバリアフリー化を推進するものとします。

